

【就学校の変更（指定学校変更・区域外就学）承認基準】

南種子町教育委員会

本基準は、南種子町立小・中学校通学区域に関する規則第3条及び第4条に基づく指定学校変更・区域外就学等の手続きに対して、町教育委員会が審査する際の判断基準を定めるものです。

町教育委員会は、指定学校変更の申立等があったときは、下記の表にある承認要件の適格性、学校の受入状況等を審査し、承認します。

なお、本基準を一律的に適用するものではなく、個々の申立理由を総合的に判断し、個別に承認します。

承認事由	承認基準	承認期限	添付書類
1. 学期途中	学期途中の転居により、指定学校が変更になる場合に、保護者から指定学校を従前の学校へ変更するよう申立があったとき	小学5・6年及び中学校は卒業まで その他は学年末まで	
2. 転居予定	指定学校区以外への転居が確実なため、保護者から指定学校を転居先の指定学校へ変更するよう申立があったとき	転居まで	建築確認書 売買契約書 賃貸借契約書 等
3. 家庭事情	保護者が就労等により留守家庭になるため、指定学校を児童の預かり先等の指定学校へ変更するよう申立があったとき	小学6年まで (1年更新)	勤務先の証明書 児童の預かり先 証明書
4. 特別支援学級	指定学校に特別支援学級がないため、保護者から指定学校を特別支援学級のある学校へ変更するよう申立があったとき	指定学校に特別支援学級が開設されるまで	
5. 身体的理由	身体虚弱により、指定学校への通学が困難なため、保護者から指定学校を通学可能な学校へ変更するよう申立があったとき	申立期間	医師の診断書
6. 兄弟姉妹関係	指定学校変更許可を受けた児童生徒の兄弟・姉妹について、保護者から指定学校を当該許可の学校へ変更するよう申立があったとき	申立期間	
7. 特殊事情	いじめや学校生活への不適應など、やむを得ない事情のため、保護者から指定学校を変更するよう申立があったとき その他、教育委員会が特段の配慮が必要と認めたとき	申立期間	教育委員会が必要とする書類

○受付期間： 随時（新小・中1年生は、2月1日～春休み期間）

○お問い合わせ・様式の請求・申立先等： 南種子町教育委員会管理課（26-1111内線252）